三　吸収合併存続信用金庫における次に掲げる事項
イ　法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過
第十三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。
二　吸収合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項
イ　法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
三　吸収合併存続協同組織金融機関における次に掲げる事項
イ　法第四十二条の二本文の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第四十三条において読み替えて準用する法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過
第十四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。
二　新設合併消滅銀行における次に掲げる事項
イ　法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過
三　新設合併消滅信用金庫における次に掲げる事項
イ　法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
第十四条第二項第二号を次のように改める。
二　新設合併消滅協同組織金融機関における次に掲げる事項
イ　法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過
第二十二条中第五号を第五号の二とし、第四号の次に次の一号を加える。
五　法第二十三条の二、第三十条の二、第三十六条の二又は第四十二条の二の規定による請求をした株主又は会員等があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第四条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
第十三条の二第四項中「申請」を「申請時又は申請」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項第一号ロ中「委員会設置会社において、会社法」を「監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該取締役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法」に、「、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする」に改め、「書面又は」の下に「同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）若しくは」を加える。
第十六条第三項第一号中「申請」を「申請時又は申請」に改め、同項第二号中「基準事業年度」を「申請時又は基準事業年度」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。
第十九条第二項第四号の次に次の三号を加える。
四の二　提出会社に対しその特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。以下この号において同じ。）から同法第百七十九条の三第一項の規定による請求（以下この号において「株式等売渡請求」という。）の通知がされた場合又は当該株式等売渡請求を承認するか否かが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合　次に掲げる事項
イ　特別支配株主から当該通知がされた場合には、次に掲げる事項
(1)　当該通知がされた年月日
(2)　当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）
(3)　当該通知の内容
ロ　当該株式等売渡請求を承認するか否かの決定がされた場合には、次に掲げる事項
(1)　当該通知がされた年月日
(2)　当該決定がされた年月日
(3)　当該決定の内容
(4)　当該決定の理由及び当該決定に至つた過程（売渡株式等（会社法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。）の対価の支払の確実性に関する判断の内容を含む。）
四の三　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この号において同じ。）の全部の取得を目的とする株主総会を招集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合（当該取得により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。）　次に掲げる事項
イ　当該取得の目的
ロ　取得対価（会社法第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この号において同じ。）の内容
ハ　当該取得対価の内容の算定根拠
ニ　会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠
ホ　当該取得対価の内容が当該提出会社の株式、社債、新株予約権又は新株予約権付社債以外の有価証券に係るものである場合は、当該有価証券の発行者についての次に掲げる事項
(1)　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
(2)　最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
(3)　大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）
(4)　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
ヘ　当該提出会社が当該全部取得条項付種類株式を取得する日
四の四　株式の併合を目的とする株主総会を招集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合（当該株式の併合により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。）　次に掲げる事項
イ　当該株式の併合の目的
ロ　当該株式の併合の割合
ハ　会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠
ニ　当該株式の併合がその効力を生ずる日